

番号	質問	回答
1	軽貨物での運送業を営んでいますが対象となりますか。	今回の対象となるのは一般貨物自動車運送業の許可を取得している方のみが対象となります。 軽貨物での営業の方は対象となりません。
2	市内で複数の営業所を営業しています。それぞれ申請できますか。	市内に複数の営業所をお持ちの場合であっても1事業者の申請台数の上限は10台になります。どちらかの営業所等を窓口として、申請を行ってください。また、1事業者に対し、1回のみ の給付となりますので、ご注意ください。
3	自動車検査証(車検証)の写しについて	記載されている内容をよく確認してください。 ① 用途:「貨物」「特種」(被けん引車及び霊きゆう車は除く) ② 自家用・事業用の別:「事業用」 ③ 使用者の氏名又は名称:「交付金申請者」と同じ ④ 使用の本拠の位置:「熊谷市内」の住所(熊谷市外の場合には対象外)
4	電子車検証の場合について	電子車検証の写しのほか、「自動車検査証記録事項」の写しを合わせて提出してください。
5	営業停止処分について	令和7年4月1日以降申請日までの間に、営業停止等の行政処分を受けている場合は受給 できません。
6	支援金が振り込まれるまで、どの くらいかかりますか。	申請書類に不備等がない場合、毎月月末締めで翌月中旬以降にご指定の口座に振り込み ます。詳しい入金日はお送りする交付決定通知でご確認ください。
7	埼玉県などが実施する支援金等 との重複受給はできますか。	熊谷市から交付する交付金は重複受給を禁止するものではありません。制度を所管する埼 玉県などにお尋ねください。
8	その他	申請状況や支払い状況など電話での回答はできかねます。詳細を確認したい場合には、交 付決定通知の原本などを持参の上、窓口まで直接お問い合わせください。